

米沢市子ども読書活動推進計画

～なせばなる よめば開ける明るい未来～



平成27年3月

米沢市教育委員会

はじめに

一冊の本は、そのままひとつの世界であり、ページをめくれば、そこには、いままで見たこともないような新しい世界が広がっていきます。

子どもは、本の世界の中での経験を通してイメージを広げ「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」を高めることができ、読書はこうした感受性を育むうえで大きな役割を果たすものと考えております。

現在、読書環境は、デジタル配信が一般化しつつあるなど、大きな変化の中にありますが、子どもが成長する上で、読書活動の重要性は変わることなく、変化の激しい時代だからこそ、その重要性を増しているものと言えます。

このたび策定しました「米沢市子ども読書活動推進計画」は、米沢市において子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域、幼稚園・保育園（所）、学校、市立図書館などが、それぞれの機能を生かして取り組むべき方策を具体的に示したものです。「米沢市まちづくり総合計画」の中でも「地域に根ざした社会教育の推進」を、また「第3期米沢市教育・文化計画」でも「学習習慣の定着と読書活動の推進」「全ての人々が図書に親しめる環境づくりの推進」を謳ってきており、子どもの読書活動をさらに活発にし、より計画的に、総合的に推進していくことは、人づくり、まちづくりそして次の世代に文化と伝統を継承していくための極めて重要な意義を持っております。

この計画の趣旨を御理解いただき、未来を担う子どもたち一人ひとりが、将来にわたり読書を通して、豊かな人間性を身につけることができますように皆様の御支援・御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、「米沢市子ども読書活動推進計画策定委員会」の委員の方々をはじめ、市民の皆様から貴重な御意見・御提言をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成27年3月

米沢市教育委員会
教育長 原 邦雄

目 次

はじめに

第1章 推進計画策定の趣旨	1
1. 推進計画策定の背景	1
2. 子どもの読書に関する国及び県の動向	1
3. 米沢市の現状	2
第2章 基本的な考え方	5
1. 推進計画の目的	5
2. 推進計画の位置付け	5
3. 推進計画の基本方針	5
4. 推進計画の対象	6
5. 推進計画の期間	6
第3章 推進のための施策	7
1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	7
2. 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動の推進	8
3. 学校における子どもの読書活動の推進	9
4. 市立図書館における子どもの読書活動の推進	11
第4章 計画の推進に向けて	13
1. 広報・啓発	13
2. 関係機関との連携・協力	13

資料編

1. 米沢市子ども読書活動推進計画策定委員名簿
2. 米沢市子ども読書活動推進計画策定経過
3. 「子どもの読書に関するアンケート」の調査結果
4. 子どもの読書活動推進に関する法律
5. 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議
6. 文字・活字文化振興法
7. 第3期 米沢市教育・文化計画（抜粋）

第1章 推進計画策定の趣旨

1. 推進計画策定の背景

今日、インターネットや携帯電話など多様な情報メディアの進化・普及に伴い、子どもたちの生活時間に占めるそれらの接触時間が増加し、電子メディアを介した事件の発生などさまざまな問題が顕在化する一方、子どもたちの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。

「第59回学校読書調査」（全国学校図書館協議会と毎日新聞社の共同調査）によると平成25年5月の1か月間で読んだ本（教科書、参考書、マンガ、雑誌等を除く）の平均冊数は、小学生が10.1冊、中学生は4.1冊、高校生が1.7冊という結果になっています。小学生は高い数値を示しており、これは「朝読書」などのさまざまな読書活動推進の取組みによって、子どもたちが本に触れる機会が増えたことの効果が上がっているものと考えられます。しかし、一方で、よく読まれた本は、映像化されたものや、シリーズものに偏る傾向が見られ、全国学校図書館協議会は、今後は平均読書冊数の数値に一喜一憂するものではなく、読書指導にいつそう力をいれる必要があるとまとめています。

読書の持つ価値を認識し、子どもの読書活動の推進のための取組みを進めていくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この中で〈読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの〉とあり、本市においても社会全体でその推進を図っていくために子ども読書活動推進計画を策定するものです。

2. 子どもの読書に関する国及び県の動向

国では、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。

平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、引き続き、平成20年3月に「同第二次計画」、平成25年5月に「同第三次計画」が策定されました。これはおおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたものです。

一方で、平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年には「教育基本法」が改正され、このことを踏まえて平成19年6月には「学校教育法」も改正されて、〈読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと〉が〈義務教育として行われる普通教育〉の目標の一つとして定められています。

その後、平成20年3月には「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が告示されました。新学習指導要領においては、教育内容の主な改善事項の第一に「言語

活動の充実」を掲げており、国語科において読み書きなどの基本的な力を定着させた上で、各教科などにおいて記録、説明、論述、討論などの学習活動を充実させるとしています。また、指導計画の作成などにあたって配慮すべき事項として「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」としています。

平成20年6月に「社会教育法」「図書館法」「博物館法」が改正され、社会教育における学習機会を利用して行った学習成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供などが位置付けられました。

さらに平成20年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が国会で採決されました。

山形県教育委員会は、平成16年3月に策定した「第5次山形県教育振興計画」において「本が好きな子どもを育てる」として子どもの読書活動の推進に取組み、平成18年2月に「山形県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

平成23年からスタートした「第5次山形県教育振興計画後期プラン」においては引き続き「本が好きな子どもを育てる」ことを目指すとともに、「読書を通じて人間性を高める」ことを目指し、

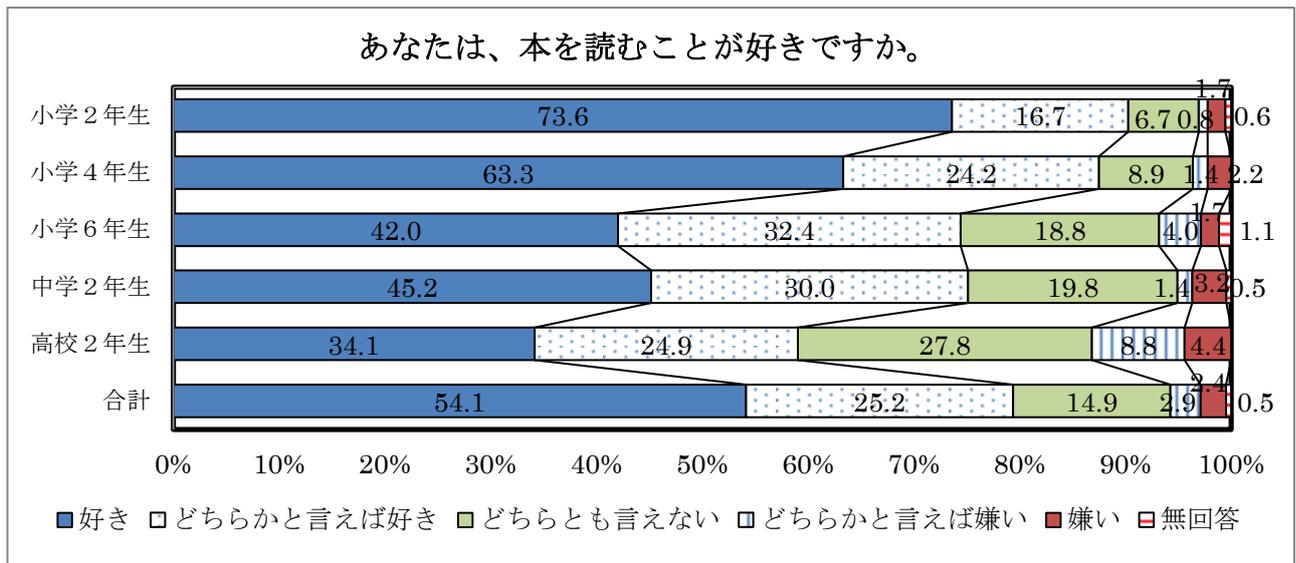
- 1 読書活動の総合的な推進
- 2 学校における読書活動の充実
- 3 学習・情報センターとしての学校図書館の充実
- 4 家庭や地域における読書活動の推進
- 5 県民の読書活動を推進するための環境整備

の5点を掲げ、学校、家庭、地域などが連携し、社会全体で子どもの読書活動に取り組む「読育」を推進していくとしています。

3. 米沢市の現状

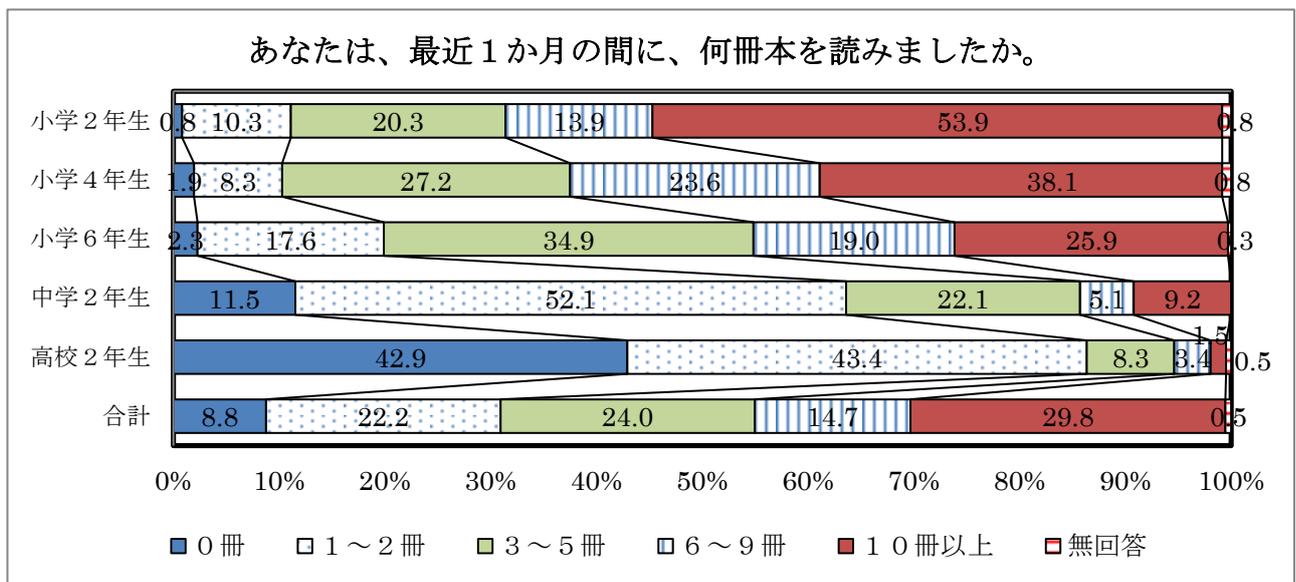
平成24年度に「米沢市子ども読書活動推進計画策定委員会」を設立し、家庭・地域、幼稚園・保育園（所）、学校、市立図書館等関係者10名の委員により、5回の委員会を開催しました。また、子どもの発達段階に合わせた読書環境や読書意識等の現状を把握するとともに、子どもの読書活動に影響を与える要因と関連を明らかにすることを目的として、市内幼稚園・保育園（所）の年中組の保護者、市内小中学校の児童・生徒やその保護者、高校生、また小中学校の教員、幼稚園教諭・保育士を対象として平成25年5～6月に「子どもの読書に関するアンケート」を実施しました。

アンケート調査により、本を読むことが「好き」、「どちらかと言えば好き」と回答した子ども（合計）の割合は、全国の85.6%に対し、米沢市は79.3%と低く、一方で、「嫌い」、「どちらかと言えば嫌い」の割合も全国の14.4%に対し、米沢市は5.3%と低いことがわかりました。どちらも低いことについては、全国に項目がない「どちらとも言えない」に分散したと思われるのですが、その割合は学年が上がるにつれ高くなっており、迷う子どもが多くなっていることがうかがえます。

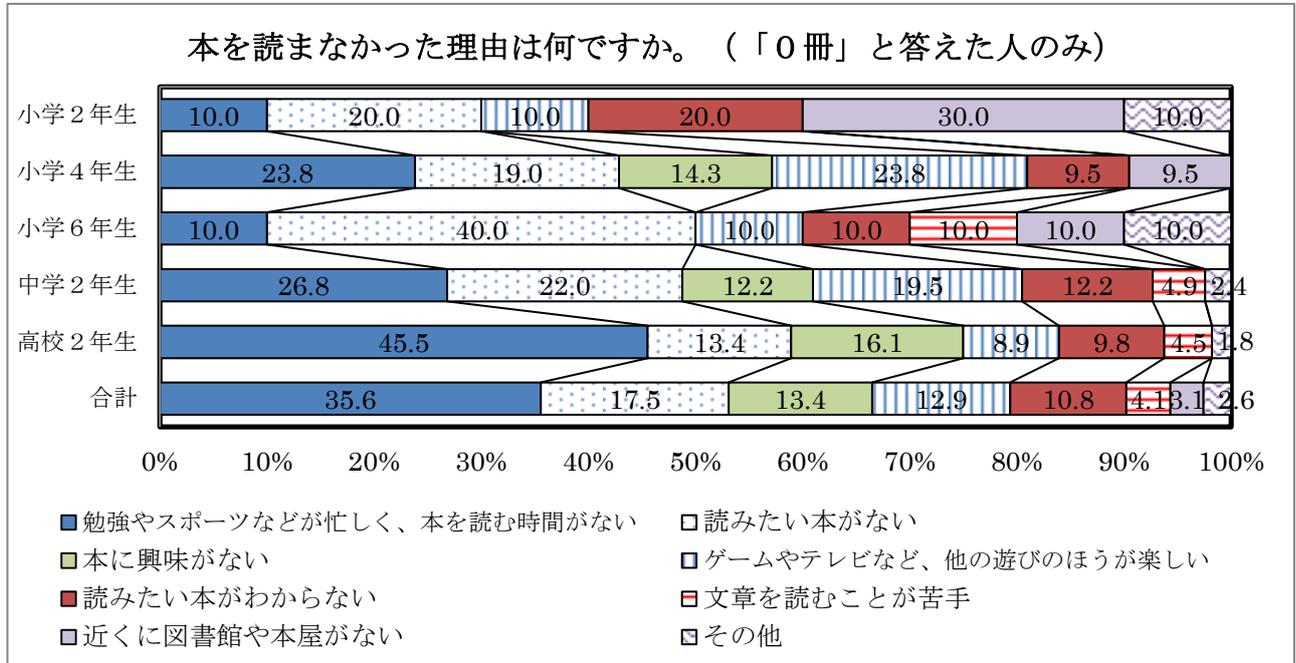


最近1か月の読書冊数については、学年が上がるにつれ少なくなりましたが、子ども（合計）では、約9割が1冊以上本を読んでいた。一方、不読者（0冊）の割合は、学年が上がるにつれ高くなり、特に高校生は42.9%でした。

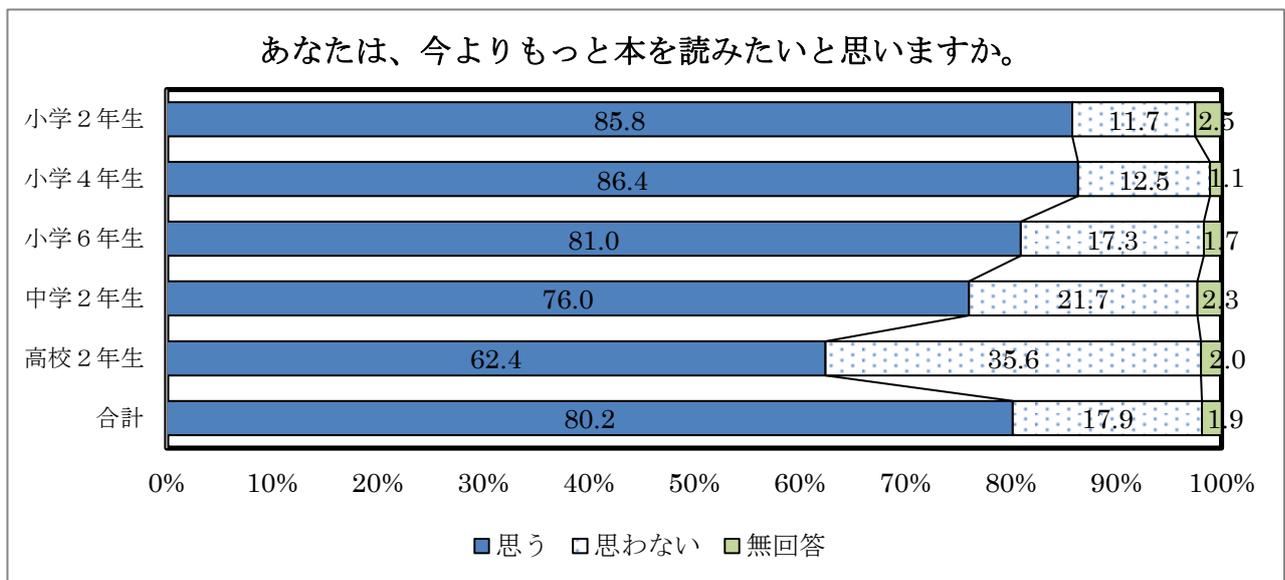
子どもたちの多くは「自分の家」や「教室（朝読書など）」で本を読み、「読んでおもしろい」、「知らないことがわかる」ことが本を読んでよかったという回答でした。



不読の理由として、「勉強やスポーツなどが忙しく、本を読む時間がない」、「読みたい本がない」、「本に興味がない」が多く、小学生は「近くに図書館や本屋がない」も多くなりました。学年が上がるにつれ、本を読む時間が少なくなり、本への興味も薄れているようです。



子どもたちの読書意欲については、今よりもっと本を読みたいと「思う」と回答した子ども（合計）の割合は、80.2%となりました。一方で、「思わない」の割合は17.9%あり、学年が上がるにつれ高くなっています。読みたいと思う子どもへのさらになる読書活動を推進する取組みや、読みたいと思わない子どもへの読書意欲を高める取組みが必要となっています。



第2章 基本的な考え方

1. 推進計画の目的

読書は、言語力、想像力の他に、さまざまな可能性を考慮に入れて解決策を探る力、行動に移る前に段取りを考える論理的思考力、相手の感情や考えを推測し、自分とは違う立場から物事を見る感受性（情緒）を育み、ひいては聞く力、伝える力（コミュニケーション能力）を高めることにもつながっていきます。

また読書をすることで、自ら考え、判断し、表現し、様々な問題を解決することができる資質や能力を育むことができます。本市のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、各関係機関が連携し、主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるような環境整備を推進し、読書活動推進に関する施策を総合的に進めることを目的とします。

2. 推進計画の位置付け

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と、県の「山形県子ども読書活動推進計画」を基本とします。

また、「米沢市まちづくり総合計画」「米沢市教育・文化計画」並びに今後策定される計画との整合性を図り、「子ども読書活動推進」を対象とする計画として策定します。

3. 推進計画の基本方針

(1) 読書環境の整備と充実

子どもの読書活動への取組みは、家庭、幼稚園・保育園（所）、学校図書館、市立図書館等それぞれの機関で行われていますが、十分とは言えない状況にあります。

したがって、子どもも大人もいつでもどこでも本を身近に感じることができる環境づくりを進めていくことが重要であり、市立図書館、学校図書館等の連携を深め、図書の本の整備と充実を図ります。

(2) 読書活動の推進と支援

生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、家庭、学校、地域が連携・協力し、子どもに本を読む機会を提供することが必要です。

乳幼児期から親子読書などの読み聞かせで本に親しみ、学童期に読み聞かせから一人読みに発展し、総合学習や調べ学習を通して本にふれる機会の充実を図ることが重要です。子どもが読書の楽しさを味わい、自主的に楽しみながら読書をする取組みを支援していきます。

(3) 読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが読書の楽しみを知り、読書意欲や読む力を高めていくためには、子どもたちと直接関わることの多い保護者、幼稚園教諭、保育士、教員、市立図書館職員、ボランティア等が読書活動についての理解と関心を深めることが重要と考えています。

そこで、学校や市立図書館等の関係機関とボランティアが協働できる体制づくりを進め、子どもと本を結ぶ架け橋となる人材の育成を進めていきます。

4. 推進計画の対象

この計画の対象は、主に0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

5. 推進計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において必要が生じた際には見直しを行うものとします。

第3章 推進のための施策

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【現状】

家庭は子どもの人格形成を図る上で基礎となる大切な場所であり、読書習慣を身に付ける上でも、家庭の果たす役割は極めて大きいものがあると考えられます。

子どもが本に関心を持ち、本好きになるには、乳幼児期からの絵本の読み聞かせが効果的であるとされています。家庭で家族と一緒に絵本を楽しむことなどを通して、子どもは言葉を習得し、人に対する愛情や信頼を育んでいきます。

また、コミュニティセンターの読書スペースは、子どもたちが本と出会い自由にふれあえる身近な場所です。しかし、現在は読書スペースを利用する機会が少なく、存在もあまり知られていない状況にあります。子どもたちが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しめる読書環境を整えていくためには利用案内等の情報提供を行っていく必要があります。

【課題】

核家族化や生活様式の変化等により、親子の心のふれあいや会話の時間、読み聞かせや読書を通じて語り合う機会の減少がみられ、特に共働きをしている家庭では、時間的にも心理的にも子どもに本を読む余裕がないというアンケート結果があります。乳幼児期から本を通して親子でふれあうことの喜びや楽しさを知る機会が得られず、子どもに読書の習慣が身に付いていない家庭も少なくないようです。

子どもの成長に合わせて親子で本を読み、子どもとともに読書の楽しさや感動を味わう時間を持つように努めることは、心豊かな家庭生活を営み、子どもが健やかな成長を続けていくために望まれるところです。

子どもの読書が生活の中に浸透し、習慣化していくためには、保護者がその重要性を認識し、自ら読書する姿を子どもに対して示すなど、読書活動に積極的にかかわっていくことが必要となってきます。

【具体的な取組み】

①家庭読書活動の啓発・促進

家庭における読書活動を奨励するために、コミュニティセンター等で開催する読み聞かせ講座を促進するとともに、おはなし会への親子での参加をすすめます。

また、家庭への読書関連資料の提供や紹介を行い、読書環境を整備していきます。

②家庭における読書活動推進のための環境整備

P T Aと連携し、月に1回程度各家庭において「家庭読書の日」を設けることを推進していきます。また、段階に応じたおすすめブックリスト等を作成配布し、積極的な活用を促していきます。

③ブックスタート事業の導入

乳幼児から本に親しむ機会を提供するために、有効な活動とされているブックスタート事業（注1）を導入していきます。実施にあたっては絵本を配布するだけでなく、7か月児健康教室などを活用し、市立図書館、おはなしボランティア等が協力して、読み聞かせや読書相談に対応するように努めていきます。

④図書館団体貸出制度の利用促進

市立図書館の団体貸出制度を利用して、コミュニティセンターの図書コーナー等に配架し、日常的に本に触れることにより、読書意欲の向上と環境整備の充実を図っていきます。

（注1）ブックスタート事業：絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動。その地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象として、集団検診や乳幼児相談などを活用し、本事業を実施している市町村がある。

2. 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動の推進

【現状】

本市には私立幼稚園、私立保育園（所）、市立保育園等があり、各園（所）において読み聞かせ等を中心とした子ども読書活動が行われています。

各幼稚園では「絵本コーナー」の充実を図っており、計画的（定期的）な「絵本の読み聞かせ」が実施されています。

各保育園（所）においても、発達段階に応じた読み聞かせが行われています。

また、保護者に向けて、子どもたちに読み聞かせをしている絵本の紹介をするために、絵本だよりを配布し、読書啓発活動が行われています。

さらには、家庭においても容易に読み聞かせをすることができるように、絵本等の貸出を行っている施設もあります。

このような読み聞かせ活動は、子どもの言葉に対する理解力や表現力を高め、豊かな感性や想像力を培っていくために、幼児教育・保育の上で欠かせないものです。

そのために子どもが読書に親しむ教育・保育が積極的に実践されるとともに、資料への理解や読み聞かせの技術を高める研修も行われています。

【課題】

子どもが幼児期に絵本や物語の世界に親しむことにより、日常的に様々な物事に興味や関心を抱き、豊かな知識や感性を育てていくためには、子どもを取り巻く読書環境の整備・充実が必要ですが、施設によって環境が異なっている状況にあります。

各施設の蔵書・設備面においては、絵本や紙芝居など幼児対象資料の充実と子どもたちが日常的に本に親しむことができる環境づくりが望まれます。

保護者においては、読書活動の重要性、親子で一緒に絵本を読むことの意義について、共通理解を深めていくことが必要です。

また、おはなしボランティアや保護者が、幼稚園や保育園（所）において、日常的に幼児へ読み聞かせを行うことができる環境の整備を進めるために、幼稚園や保育園（所）とボランティア団体・市立図書館などの関係機関と連携することも必要となります。

【具体的な取組み】

①年齢に応じた読み聞かせの継続と充実

子どもの読書活動の指導に携わる教諭や保育士が、子どもに対する読み聞かせ等の重要性を十分認識し、資料への理解や読み聞かせの技能を向上させるための研修等の充実を図ります。

また、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを通して、子どもが読書に親しむ教育・保育を奨励していきます。

②絵本コーナーの設置

各施設における絵本や紙芝居など幼児対象資料を整備し、施設内の身近な場所へ絵本コーナーを設置し、子どもが日常的に本に親しむことができる環境整備を図ります。

また、おすすめブックリスト等を作成し、保護者に読書情報の提供を行うとともに施設内の絵本の貸出も可能にしていきます。

③図書館団体貸出制度の利用促進※（再掲）

市立図書館の団体貸出制度を利用して、上記の絵本コーナー等に配架し、園児が自由に楽しく絵本に触れることができるよう、読書意欲の向上と環境整備の充実を図っていきます。

3. 学校における子どもの読書活動の推進

【現状】

学校図書館は、豊かな人間性と教養を育む、読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能が求められており、その充実により「学校教育の中核」たる役割を担うことになっています。

市内のほとんどの小・中学校において朝読書が実施されており、読書意欲を高めるために目標冊数やページ数を決めたり、担任がおすすめする本を掲示している学校もあります。

また、保護者や地域住民などのボランティアによる読み聞かせも行われています。

【課題】

学校図書館が、役割と機能を十分に果たすためには、資料の整備と充実は欠かせないものであり、児童・生徒の読書活動に対応できる蔵書を定期的に更新する必要があります。そのために「学校図書館法」で12学級以上を有するすべての学校に司書教諭が発令されていますが、他業務が多忙なため、学校図書館の業務に取り組む時間が取

りづらい状況にあります。

また、11学級以下の学校においても司書教諭の発令が望まれているところであり、併せて司書教諭では対応できない業務を遂行するために、学校図書館整理員の恒常的な配置も望まれるところです。

【具体的な取組み】

①朝読書（一斉読書）の時間確保と内容の充実

全校一斉の「朝読書（一斉読書）」の継続・拡充と質的充実及び未実施の学校における早期実施を推進し、子どもたちの「読みたい」と思う気持ちを触発するようなおすすめブックリストの配布等を行い、読書習慣の確立を促します。

②学習活動における学校図書館の利用促進

授業における「調べ学習」や課外活動などでの学校図書館の一層の活用を推進し、子どもの資料活用能力の向上を促します。

③「学校図書館図書基準」の達成を目指した学校図書館の充実

各教科の学習を進める上で必要な図書の情報提供と、学校図書館の整備・充実を図り、「学校図書館図書基準」の充足率の向上に努めます。

④学校図書館資料のオンライン化

学校図書館の蔵書の適切な管理運営と、調べ学習に必要な資料を有効活用するためには、学校図書館管理システムの導入と蔵書のデータベース化が望まれます。このことにより、学校図書館間及び市立図書館との横断検索等が可能となり、資料の共有化が図られていくことになります。

⑤学校図書館職員体制の充実

11学級以下の学校における司書教諭の発令や、学校図書館整理員を配置し、読書活動推進に向けて学校全体で組織的に取り組む体制を整えるように努めます。

⑥図書館団体貸出制度の利用促進※（再掲）

市立図書館の団体貸出制度を利用して、小中高校の調べ学習等の授業で必要な本の貸出や学校図書館に所蔵がない本等の貸出を推進し、読書意欲の向上と環境整備の充実を図っていきます。

⑦読書活動推進のための環境整備※（一部再掲）～家庭・地域

P T Aが中心となって親子で取り組む事業等を展開し、子ども読書活動に携わる人たちの知識や技能の向上を図るため、読書相談の対応や読み聞かせの仕方などについて研修会や学習会の実施に努めます。

4. 市立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状】

市立図書館は平成26年3月末日現在、約5万3千冊の児童図書を所蔵しており、館内の利用者用端末機で検索することができるほか、インターネット等でも検索や予約をすることができます。

また、こどもとしょしつには、ブックスタートやおすすめの絵本、紙芝居や大型絵本、中・高校生向けの図書を配架しており、毎月1回乳幼児向けの「おはなしのへや」をボランティアサークルと協働して開催をしています。

【課題】

図書館は、子どもが豊富な図書資料の中から自由に選択し、読書を楽しんだり、知識を得たりすることができる場所であり、保護者にとっては、子どもと一緒に読む本を選んだり、子どもの読書について職員等に相談することができる場所です。

しかし、現在の市立図書館は施設が狭隘なため、閲覧・開架スペースが十分に確保できない状況にあり、約27万冊の蔵書数にもかかわらず、開架図書が4万冊の規模に限られており、ゆったりと本を読む環境を提供できない状況にあります。

そのため、

- (1) 新たな時代に対応する市民のための図書館
- (2) 貴重な郷土資料を活かしていく図書館
- (3) さまざまなネットワークとつながる図書館
- (4) 市民が育てる開かれた図書館

をコンセプトに新しい図書館を建設中であり、平成28年4月開館を予定しています。開架スペースを広くし、子どもや保護者が読書や調べものに関する相談を気軽にできるように、児童専用のカウンターを設置する予定です。

また、子ども読書活動の啓発のためには、広報活動・情報発信の充実が求められます。リーフレットの作成やホームページ、市広報・各種情報メディアの活用等による、子どもの読書活動に関する広報活動・情報発信の充実が必要となります。

【具体的な取組み】

①児童図書の充実

子どもの年齢に応じた多様な要求に応えられる十分な資料の収集・提供に努め、さらに発達段階に応じた児童コーナーやティーンズコーナーの充実を図り、子どもたちの読書ニーズに応えられるよう蔵書の充実に努めます。

また、本に興味を持ってもらうために、レイアウトを工夫した特集コーナーの設置やテーマ毎の特集図書群の貸出を行っていきます。

さらにおすすめブックリストの作成や選書のための情報提供、支援を行っていきます。

②ブックスタート事業の導入※（一部再掲）～家庭・地域

赤ちゃんの健やかな心の発達を目的として、本に親しむ機会を提供するために、有効な活動とされているブックスタート事業を導入していきます。実施にあたっては絵本を配布するだけでなく、7か月児健康教室などを活用し、市立図書館、おはなしボランティア等が協力して、読み聞かせや読書相談に対応するように努めていきます。また、市立図書館の利用者カード登録をしてもらい、利用促進を図るとともに、読み聞かせの会への参加も促します。

③サポーターの養成・研修・活動の支援

サポーター活動の広がり支援し、様々な環境で子ども読書活動を推進していきます。具体的には読み聞かせ講座やブックトーク（注2）講座の充実を図ることを中心にブックスタートや講座・フェアへの積極的に参加できる環境を整えます。

また、子どもの読書活動推進に関わる図書館ボランティアへの場所・設備・資料・情報の提供等の活動の支援に努めます。

④図書館見学・職場体験の受入

現在受入をしている小学生の図書館見学、中学・高校生の図書館職場体験を今後も積極的に受け入れ、それらを通して読書の楽しさや大切さに気付いてもらい、図書館に通うきっかけづくりを支援していくとともに、所蔵する資料の概要や検索方法、利用方法を総合的に紹介するガイダンスを行い、図書館の利用者拡大を図ります。

⑤図書館団体貸出制度の利用促進※（再掲）～全部

幼稚園・保育園（所）・小中学校・放課後児童クラブ・コミュニティセンター・ボランティア等の団体に対して、希望に沿った本（100冊まで）を1か月間まとめて貸出している制度の拡充を図ります。大型絵本や紙芝居、エプロンシアター（注3）等、子どもの読書を推進している団体のために、様々なニーズに応じられるように蔵書の充実も図っていきます。

また、学校図書館の活動の中で企画・運営の一部をサポートし、さらに図書館から遠距離にある地域や、図書館への来館が困難な子どもの読書活動の支援ができるように移動図書館車「アタゴオル号」を運行し、子どもたちにとって幅広い分野の本にふれる機会を増やしていきます。

⑥人気テーマの図書セットの貸出

市内の小中学校をはじめ各施設に、昆虫・植物・自動車等のテーマを決めて一定数の図書の貸出を行い、読書にさらなる興味を持ってもらうように努めるとともに、資料活用能力の向上を促していきます。

⑦講座・フェアの拡大と充実

現在、夏休みには「こども図書館フェア」として読み聞かせと手づくり教室等を行っていますが、新たに郷土に関する講座を開催し、ふるさとに対する理解を深めるとともに先人顕彰に関する取り組みを行っていきます。

⑧子ども読書週間の活用

4月23日～5月12日の子ども読書週間の機会を捉えて、市民ギャラリーと連携し、親子でゆっくり本を読めるスペースを作り、読書活動の推進を図ります。

⑨図書館ホームページに子ども向けバージョンの追加

子ども向けのホームページを作成し、本をさがしたり、催しものの検索をしたり、図書館の利用のしかたを調べられるようにして、図書館をより身近に感じてもらい利用促進を図ります。

(注2) ブックトーク：一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。

(注3) エプロンシアター：舞台に見立てた胸あて式エプロンに物語の背景とマジックテープを縫いつけ、演じ手がポケットから人形を取り出してエプロンに貼り付けながら物語を演じる人形劇。

第4章 計画の推進に向けて

家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解と関心の促進を図ることが大切です。社会全体が読書に関心を持ちながら、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていく必要があります。

1. 広報・啓発

子ども読書活動を推進するために「子ども読書の日」を含む「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）や「文字・活字文化の日」を含む「読書週間」（10月27日～11月9日）の機会をとらえて、市広報やホームページ等により子どもの読書活動の意義や重要性について、また読書活動推進に関する取組みを紹介するなど、広報・啓発に努めます。

2. 関係機関との連携・協力

子どもの読書活動の推進に関わる関係機関には、幼稚園・保育園（所）等、学校図書館、市立図書館、コミュニティセンター、ボランティア団体、関係行政機関等があります。これらが相互に情報交換や交流を通して連携・協力することで、新たな読書機会を提供し、読書環境を整備・充実していきます。